割印 会社	割印 本人

秘密保持及び個人情報の取扱いに関する誓約書

（家政婦・ヘルパー用）

有限会社　文京まこと　殿

私は、貴社（以下「会社」）の紹介により利用者様宅で就業するにあたり、利用者様のご自宅という最も私的な場所に立ち入り、ご家族の暮らしや健康、財産に関わる情報に接する立場にあることを自覚しています。

個人情報の保護は社会全体で年々厳しくなっており、2026年7月には罰則を強化する改正個人情報保護法が公布されたことも理解しています。

以上を踏まえ、次の事項を必ず守ることを誓約いたします。

記

第1条（秘密情報）

本誓約書で「秘密情報」とは、私が面接時、就業中及び会社とのやり取りの中で知った次の情報をいい、見聞きしたこと、書類、電子データ等の形を問いません。

（1）利用者様及びご家族の氏名、住所、電話番号、年齢、職業、家族構成、交友関係

（2）健康状態、病歴、服薬、介護の状況

（3）家の中の様子、間取り、貴重品・現金の置き場所、在宅・留守の時間帯、鍵の保管場所、暗証番号、防犯設備

（4）利用者様の資産、収入、家計、ご家庭内の出来事や人間関係

（5）会社から聞いた他の利用者様、他の家政婦・ヘルパーの情報、及び会社の料金・契約条件

第2条（秘密を守ること）

私は、秘密情報を、家族、友人、他の利用者様、他の家政婦・ヘルパー、他の紹介所を含む誰にも話さず、見せず、渡しません。「ここだけの話」や世間話であっても同様です。

第3条（撮影・録音・SNS等の禁止）

私は、次の行為を一切しません。

契印

（1）利用者様宅の室内、利用者様、ご家族、郵便物、書類等を撮影し、又は会話を録音すること

（2）利用者様に関することを、LINE、Instagram、Facebook、X、TikTok、ブログ、口コミサイト等に投稿し、又は他人に送ること（名前を伏せても、誰のことか推測できる内容を含みます。）

（3）利用者様の情報を、生成 AI（ChatGPT 等）、翻訳アプリその他のインターネットサービスに入力すること

２　損害賠償保険の申請等のために会社の指示で撮影する場合に限り例外とし、会社に提出した後は直ちに自分のスマートフォンから消去します。

第４条（スマートフォン・連絡先の取扱い）

私は、利用者様の連絡先を、会社の許可なく自分のスマートフォンに登録しません。許可を得て登録した場合も、その利用者様宅でのお仕事が終わったときは直ちに削除します。

２　私は、スマートフォンに画面ロックを設定し、家族等に利用者様とのやり取りを見せません。

第５条（持ち出し・のぞき見の禁止）

私は、利用者様宅の書類、郵便物、通帳、手帳、パソコン、携帯電話、引き出しの中等を、仕事に必要な範囲を超えて見たり、触ったり、持ち出したりしません。利用者様の物は、たとえ「捨てる物」と言われた物でも、利用者様の明確な了承なく持ち帰りません。

２　会社から渡された利用者様の情報（メモ、地図、注意事項等）は失くさないよう管理し、仕事が終わったら会社に返すか、確実に破棄します。

第６条（鍵・暗証番号の管理）

私は、お預かりした鍵を複製せず、他人に預けず、肌身離さず管理します。暗証番号はメモに残しません。仕事以外の目的や時間に利用者様宅へ立ち入ることは決してしません。

第７条（私的な関係の禁止）

私は、仕事で知った連絡先を使って利用者様に私的に連絡しません。利用者様やご家族との間で、金銭の貸し借り、物品の売り買い、高価な贈り物のやり取り、商品・保険・宗教・政治活動等の勧誘をしません。

第８条（すぐに報告すること）

契印

私は、鍵・メモの紛失、スマートフォンの紛失、情報の漏れ、誤送信、その他のトラブルが起きたとき又は起きそうなときは会社へ連絡し、指示に従い、調査に協力します。

第９条（お仕事が終わった後も守ること）

第２条から第８条までの約束は、利用者様宅でのお仕事が終わった後、及び会社への登録をやめた後も守ります。登録をやめるときは、手元に残っている利用者様の情報（スマートフォン内のデータを含みます。）をすべて削除・返却します。

第10条（刑事罰の対象となる行為の確認）

私は、次のような行為は、この誓約に違反するだけでなく、犯罪として警察の捜査を受け、刑罰を科されるおそれがあることについて説明を受け、理解しました。

（1）利用者様宅の物を無断で持ち帰ること：窃盗罪（10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、刑法第235条）

（2）仕事以外の目的や時間に利用者様宅へ立ち入ること：住居侵入罪（3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金、刑法第130条）

（3）利用者様のことをSNS等で広め、名誉を傷つけること：名誉毀損罪（3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、刑法第230条）

（4）利用者様やご家族をひそかに撮影すること：内容により撮影罪（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、性的姿態撮影等処罰法）

２　また、刑罰の対象とならない場合でも、プライバシーの侵害として、民法に基づき利用者様から損害賠償を請求されることがあることを理解しました。

第11条（違反したときの取扱い）

私は、この誓約に違反した場合、次の取扱いを受けることを了承します。

（1）会社が、私へのお仕事の紹介を停止し、又は登録を抹消すること

（2）故意又は過失により利用者様又は会社に損害を与えた場合、実際に生じた損害（利用者様への賠償額や対応に要した費用を含みます。）を賠償すること

（3）犯罪に当たる行為については、会社又は利用者様が警察に相談し、又は告訴すること

契印

第 12 条（その他）

この誓約に定めのないことや、判断に迷うことがあるときは、自分で判断せず会社に相談し、その指示に従います。本書は 2 通作成し、会社及び本人が各 1 通を保管します。

以上

年　　月　　日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（説明者確認欄）上記内容、特に第 11 条及び第 12 条について本人に説明しました。

説明者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印